



料金受取人払郵便



5 2 2 8 7 9 0

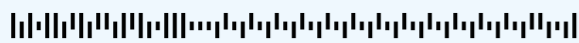
彦根市元町4番2号

彦根市役所

企画振興部 まちづくり推進室

# 「市政への意見・提言」

係 行



やまおり

## 次のとおり封筒を作ってください

- ①キリトリ線(破線)に沿って切り、中央をやまおりにしてください。
- ②のりしろにのりをつけて貼り合わせてください。
- ③切手は貼らずにそのままポストへ投かんしてください。

### 個人情報の取り扱いについて

個人情報については適正に管理し、連絡や回答以外の目的に利用することはありません。

## ご意見をお聞かせください！

# 市政への意見・提言

市では、市民の皆さんの市政への参加をさらに進めていくために、市民の皆さんの考えをお聴きする「市政への意見・提言」の制度を設けています。

市が進めている施策や事業などについて、皆さんの建設的な意見・提言をお待ちしています(封筒は広報ひこねに年2回掲載しています)。

- ▶いただいた意見は、可能な限り、担当部署から文書・電話などで回答します(匿名の場合は回答しません)。
- ▶現地の確認や関係機関との調整などにより、回答するまでに、1か月程度かかる場合があります。

### 提出方法

- ▶**郵送** 市政に対しての意見を、左の封筒の裏面に記入後、封筒を切り取って、隣の「のりしろ」で貼り合わせポストへ投函(切手は貼らずにそのまま)
- ▶**彦根市ホームページ** 「市政への意見・提言」の専用入力フォームに、意見などを入力して送信

### 令和2年4～9月受付分の集計結果

166通の意見・提言がありました。下表のとおり、内容別件数では市長直轄組織関連の意見が最も多く、内容は新型コロナウイルス感染症などについての意見でした。

お寄せいただいた意見・提言は、今後の市政運営の中で参考にさせていただきます。貴重な意見をありがとうございました。

**問** まちづくり推進室  
 ☎ 30-6117 FAX 22-1398  
 ✉ machizukuri@ma.city.hikone.shiga.jp

所属	件数	所属	件数	所属	件数
市長直轄組織	64	産業部	16	スポーツ部	3
都市建設部	38	歴史まちづくり部	14	議会事務局	2
市民環境部	33	福祉保健部	14	消防本部	1
教育委員会	29	上下水道部	9	出納室	1
総務部	25	子ども未来部	8	担当課なし	5
企画振興部	22	市立病院	4		

※意見の内容により、複数の部課が回答、拝読している場合があります。意見総数より内容別件数の表の総件数は多くなっています。

## お知らせ

### 税金の納め忘れはありませんか？

#### 12月は「ストップ滞納！強化月間」

皆さんが納める税金は、福祉、教育などの身近な行政サービスに使われる大切な財源です。税の公平な負担の観点から、12月は滞納整理を強化しています。未納のまま放置されると、給与の差押などを行う場合があります。

#### 納付が困難なとき

新型コロナウイルス感染症の影響など、やむを得ない事情により納付が困難なときは、徴収猶予制度などがありますので、放置せず、早めにご相談ください。

**問** 納税課  
 ☎ 30-6109 FAX 22-1398

## 国民年金保険料の納付は口座振替をご利用ください

- ▶「早割制度」:当月末に口座振替することで月々50円割り引きされる
- ▶「2年前納」「1年前納」「半年前納」:現金納付よりも割引額が多い
- 申** 窓口か郵送 ※口座振替申出書に必要事項を記入・押印(金融機関の届出印)して近くの年金事務所へ【口座のある金融機関窓口でも申込可】
- ※前納を希望する場合は**令和3年2月末まで**にお申し込みください。
- 問** 保険年金課 ☎ 30-6136 FAX 22-1398

## 付加年金保険料の納付

国民年金の定額保険料(月額16,540円)に月額400円の付加保険料を上乗せして納付することで、将来、より多くの年金額を受給することができます(例:付加年金保険料を1年間納めた場合、将来年額2,400円(200円×12か月)を付加年金として受給)。希望する場合は、彦根年金事務所・保険年金課、支所、各出張所で手続きをしてください。

※農業者年金加入者は、希望の有無にかかわらず、付加年金保険料を納めなければなりません。

※国民年金基金の加入者は、付加年金保険料を納めることができません。

※これらの条件は、制度改正により変更となることがあります。

**問** 保険年金課 ☎ 30-6136 FAX 22-1398

## 納め忘れを防ぐために！便利で安心！

# 市税などの納付は口座振替をご利用ください

- 申** 預貯金口座のある取扱金融機関の窓口
- ▶彦根市市税等(預金)口座振替依頼書(上下水道料金の手続きの場合は「彦根市上下水道料金口座振替依頼書」)、預貯金通帳、通帳使用印鑑をお持ちの上、お申し込みください。
- ▶用紙は、各担当課、出納室(彦根駅西口仮庁舎3階)、市内の各金融機関の窓口にあります。

#### 取扱金融機関

- 本・各支店(市外の店舗を含む)
- ▶滋賀銀行
- ▶滋賀中央信用金庫
- ▶近畿労働金庫
- ▶京都銀行
- ▶滋賀県信用組合
- ▶ゆうちょ銀行(郵便局)
- ▶りそな銀行
- ▶関西みらい銀行
- ▶大垣共立銀行
- ▶滋賀県信用組合
- ▶東びわこ農業協同組合

#### 税目

- ①固定資産税・都市計画税 ②軽自動車税(種別割) ③市県民税(普通徴収※) ④国民健康保険料(普通徴収※) ⑤介護保険料(普通徴収※) ⑥後期高齢者医療保険料(普通徴収※) ⑦市営住宅家賃 ⑧市営住宅駐車場使用料 ⑨上下水道料金 ⑩し尿処理手数料 ⑪下水道受益者負担金・分担金 ⑫

- ⑬農村下水道使用料 ⑭保育所等保育料 ⑮放課後児童クラブ負担金
- ※「普通徴収」…自らが市から送付された納付書などで納めること

**他** 原則、領収通知書の発行は省略しています。領収は、預貯金通帳の記帳などにより、振替済であることを確認してください(領収通知書の送付を希望する人は、事前に各担当課にお申し出ください)。

- 問** ①②③税務課 ☎ 30-6108 ④⑤⑥保険料課 ☎ 30-6145 ⑦⑧建築住宅課 ☎ 30-6123 ⑨彦根市上下水道料金お客様サービスセンター ☎ 27-2802 ⑩生活環境課 ☎ 30-6116 ⑪上下水道業務課下水道業務係 ☎ 22-5458 ⑫農林水産課 ☎ 30-6118 ⑬幼児課 ☎ 23-9597 ⑭生涯学習課 ☎ 24-7974

各税目の納期など、詳しくは彦根市ホームページ(右のQRコード)をご覧ください。

